

第5章

～事業計画における施策の展開～

【基本目標 1】

一 地 域 に お け る 子 育 て 支 援 一

施策の方針①

『地域における子育て支援の充実』

◎急な用事等で一時的に児童の養育ができない場合、保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援

【現状と課題】

少子化や核家族化の進行、共働き家庭増加などにより地域のつながりが希薄化し、子育てに何らかの不安感や負担感を抱く保護者や一人で家庭のすべてを担わなければならないひとり親家庭など抱える悩みも多様化しています。

このような子育ての悩みを解消し、ゆとりをもって子育てを行うためには、安心して子どもを預けられる場所やサービスの充実が必要となっています。

本市では、以前より様々なサービスを実施していますが、利用に繋がっていないサービスもあります。利用拡大に向け、情報の周知と内容の充実が課題となっています。

【地域（事業所）や家庭の取組】

■ご近所や仲間同士で子どもの育ちを支え合い、声かけや見守りを行いましょう。

【行政の取組】

◆ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と自分の子育ての経験を生かして子育ての援助を行いたい人（提供会員）がそれぞれまず会員登録をしてもらい、お互いに助け合う相互援助組織のことです。現在、宇佐市社会福祉協議会が事業を実施していますが、依頼会員、提供会員ともに会員登録数が伸び悩んでいます。潜在的なニーズはあるものの実際の利用につながない現状にあり、この事業を広く周知していくことで、多くの人に利用していただければと思います。

◆子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

ショートステイ事業とは保護者の病気、出産、出張等仕事や社会的理由により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間預かり、保護者に代わって児童を養育する制度のことです。

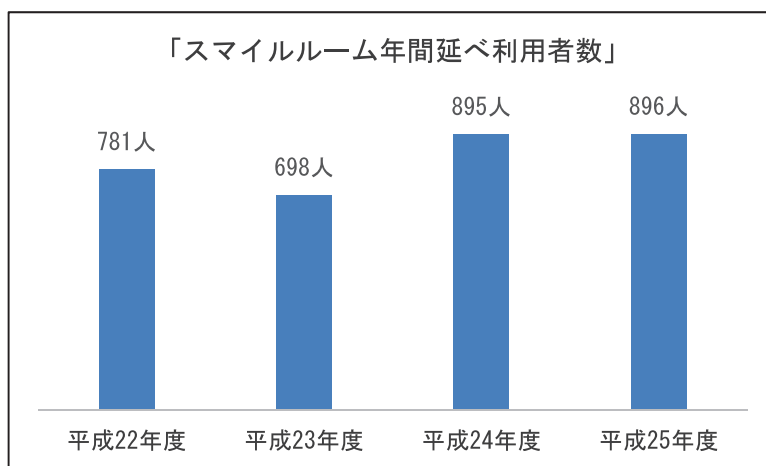
トワイライトステイ事業とは保護者の仕事やその他の理由により平日の夜間または休日に子どもを養育することが困難になった場合などに、児童養護施設等において児童を養育する制度のことです。現在、市内には児童養護施設がないため市外の施設と委託契約を行っています。平成 25 年度まで 1 か所での実施でしたが、平成 26 年度より利用者の利便性を考え 3 か所で実施しています。

◆病児・病後児保育事業

0 歳から小学校 3 年生までの子どもが病気を患っていて、親が仕事や冠婚葬祭等何らかの理由で昼間保育できない場合に、専用室で預かり世話をすることで、保護者の子育てと就労の両立を支援するものです。

本市では、「くまのみどう小児科（スマイルルーム）」で実施しています。近年利用者が増加してきており、利用者からも好評を得て、さらなるサービス拡充のニーズも高まっています。反面、利用者が増加しているということは、子どもが病気の時でも仕事を休めないという状況にある人も増えているという現実がうかがえます。平成 26 年度には、必要時にさらに利用しやすい体制を取るため利用時間と定員の拡大を行いました。

今後も、必要としている多くの人に利用していただけるように、継続して事業の周知に努めるとともに、利用者の増加に対応できるように 2 か所での実施を目指します。



（資料：庁内資料）

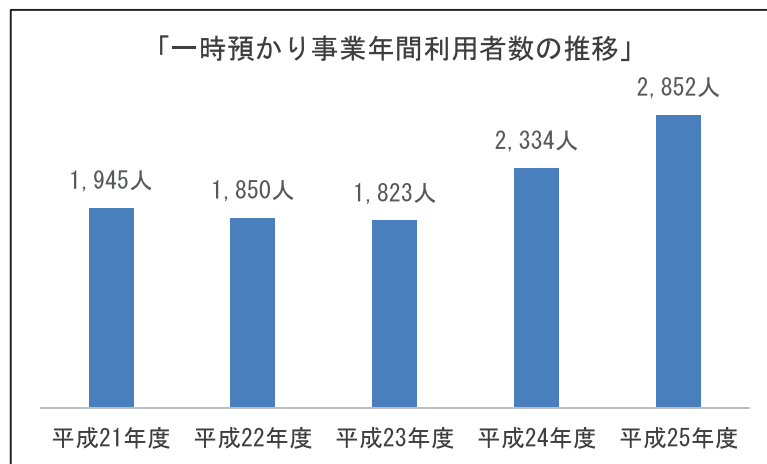
◆一時預かり事業

日頃、保育所などを利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情などにより一時的に家庭での保育が困難となる場合の支援や育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担感を軽減するための支援が必要とされています。このような保育需要に対応するため保育所などにおいて、一時的に児童を預かり必要な保護を行う事業です。

1か月あたりに利用できる日数は理由に応じて異なり、パートタイム就労などの場合は14日まで、育児疲れなどのリフレッシュの場合は5日まで利用可能です。平成23年度以降、利用者数は増加傾向にあり、今後も需要の増加が見込まれることに加え、一時預かりに対する保護者ニーズも多様化しています。

また、子ども・子育て新制度においては、現行制度の幼稚園における預かり保育に替わる事業としても位置付けられており、さらに事業内容の充実を図る必要があります。

今後は、保護者の利用希望や多様なニーズに対応するため、保育所などの事業実施施設数の確保や保護者がニーズに合わせて利用できるよう実施内容の充実を図ります。



(資料: 庁内資料)

《地域における子育て支援サービスの充実 -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (H27～31年度)	関係機関等
ファミリー・サポート・センター事業 (うさっ子サポートセンター)	1か所	1か所	宇佐市社会福祉協議会
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)	3か所	3か所	子育て支援課
病児・病後児保育事業	1か所	2か所	
一時預かり事業	23園	35園	

施策の方針②**『教育・保育環境の充実』**

◎各種教育・保育環境、待機児童の解消等

【現状と課題】

平成 26 年度現在、本市の教育・保育に関する施設は、保育所は 28 園（公立 4 園、私立 24 園）、幼稚園は 2 園（公立 2 園）、認定こども園は 3 園（私立 3 園）の教育・保育施設があります。

また、認可外保育施設が 2 園（私立 2 園）あります。平成 27 年度以降の教育・保育の利用に関する保護者のニーズ（潜在的なニーズを含む）に対する教育・保育施設における利用定員の確保状況については、宇佐地域では、1 号認定（満 3 歳以上で、幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）での教育のみ希望）は、充足していますが、2 号、3 号認定（保育所・認定こども園（保育所部分）での保育を希望）の保育部分の利用定員は不足しています。

安心院、院内地域では、1 号、2 号、3 号認定ともおおむね充足していますが、各地域に 1 号認定の子どもを受け入れる教育・保育施設がない状況です。宇佐地域における 2 号、3 号認定の不足分については、既存の教育・保育施設の利用定員増や新たな施設を整備し、安心院、院内地域については、1 号認定子どもの受入れができる施設の整備をするなどの対策が必要となります。

施設整備については、保育所から国が推進する認定こども園への移行を促進するとともに、宇佐地域においては、認可外保育施設から保育所や認定こども園への移行に取り組むなどの対策が必要となります。

また、教育・保育施設を利用する子どもの安心・安全を確保するため、老朽化した施設の改修・改築等の整備も行う必要があります。

今後も国や県の動向や地域ニーズを的確に把握し、安心して利用できる教育・保育の利用定員の確保に取り組むとともに、子どもたちの発達段階に応じた質の高い教育・保育の充実を図る必要があります。

【地域（事業所）や家庭の取組】

■待機児童解消などに努めましょう。

【行政の取組】

◆教育・保育の提供

幼稚園、認定こども園では、満3歳以上の子どもに対する学校教育を提供し、保育所、認定こども園では、保護者の就労や病気等で、家庭では十分に保育することができない子どもを保護者に代わって保育を提供しています。

平成26年度現在、市内の全地域で待機児童は発生していませんが、平成27年度以降については、保護者の潜在的なニーズを含めた保育の利用希望に対応できる利用定員が不足しています。また、施設の老朽化も進んでいます。今後の施策としては以下の通りです。

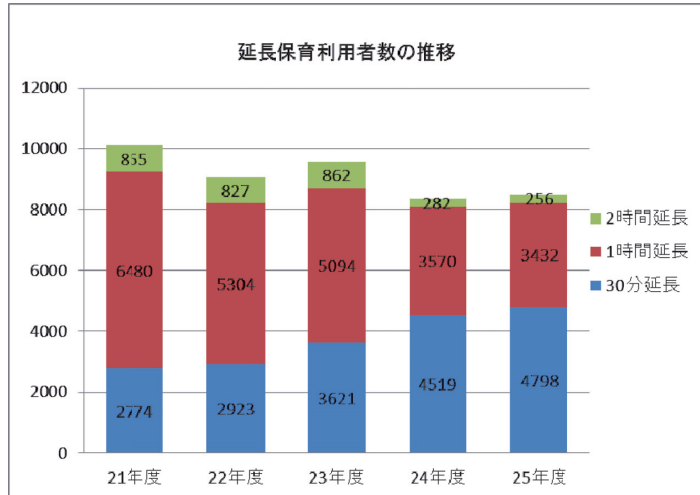
- ① 既存の教育・保育施設の利用定員増、保育所から認定こども園への移行や認可外保育施設から保育園や認定こども園への移行の促進を図るとともに、乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、教育・保育に携わる職員への研修を実施する等により専門性の充実を図り、質の高い教育・保育の提供が確保できる環境の整備を図ります。
- ② 障がい児保育を推進するため、障がい児保育についての知識・経験等を有する専任の保育士を配置して障がい児の受入れをしている保育施設に対し、その経費の一部を補助することで、障がい児の入所を円滑にし、処遇の向上を図るとともに、特別支援教育費補助を活用するなどして、教育を希望する子どもについても、処遇の向上を図ります。
- ③ 保護者が産休や育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設の利用ができるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、教育・保育施設の利用定員を確保するなどの環境の整備を図ります。
- ④ 老朽化した教育・保育施設の改修・改築等を促進し、子どもたちが、安心・安全に施設利用ができる環境の整備を図ります。

◆延長保育事業

保護者の勤務形態が多様化する中で、保護者の子育てと仕事の両立を支援するため、通常の保育時間終了後も保育が必要な子どもを保育施設において、保育を提供する事業です。

平成 26 年度は、保育所 12 園（私立 11 園、公立 1 園）で実施しています。延長保育は、当該保育施設に在園している子どもが利用することができます。

核家族化により、祖父母などの子育てに対する支援が受けにくい状況にあっては、延長保育の利用を希望する保護者のニーズが今後も見込まれます。現在の実施施設数を確保するとともに、保護者が利用しやすい環境の整備を図ります。



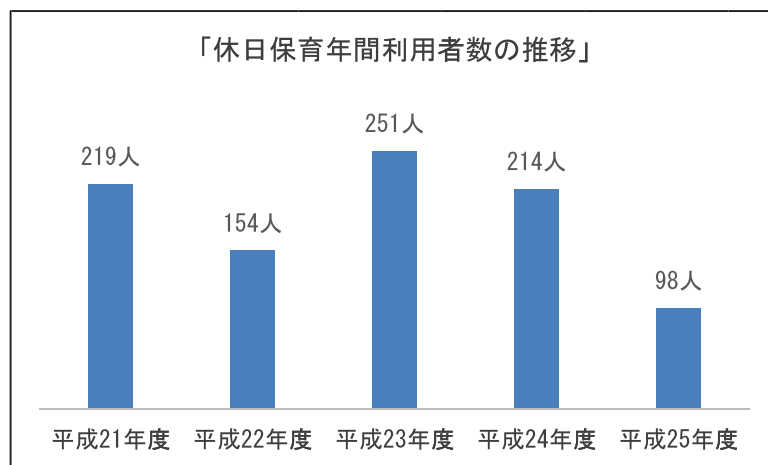
（資料：庁内資料）

◆休日保育事業

保護者が就労のため、日曜日・祝日などにおいても、保育施設での保育を必要とする子どもに対し、保育を提供する事業です。平成 26 年度は、慈光保育園で実施しています。

休日保育は、宇佐市に住民票があり、保育認定（2 号・3 号認定）を受けた保育施設を利用する子どもが利用できます。

平成 23 年度以降、利用者数は減少傾向にありますが、今後も保護者の利用希望が見込まれますので、現在の休日保育実施施設数の確保に取り組みます。



（資料：庁内資料）

◆保育所職員研修事業

保育士の専門性の向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育所・認定こども園など、教育・保育施設で働く保育士等の研修を支援していきます。

◆教育・保育の質向上支援事業

就学前児童の教育・保育の充実のため、市内すべての保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設の代表の保育士、幼稚園教諭等を対象とした研修会を開催します。

◆経済的負担軽減策

教育・保育に係る保護者の経済的負担を軽減するため、多子軽減制度や大分にこにこ保育支援事業を実施していますが、少子化対策として、さらに軽減策を検討していきます。

◆子育て支援事業の推進

親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に「親育ち」の過程を支援していくことが必要です。

認定こども園では、子育て相談や親子の集いの場の提供などの保護者への支援を通して保護者自身の子育て力の向上を図ったり、地域における子育て支援体制の充実を図るなどの観点に立った子育て支援事業を実施しています。

また、保育所においても子育て支援事業を推進することにより、保護者の「親育ち」を応援します。

《教育・保育環境の充実 -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (H27～31年度)	関係機関等
教育・保育の提供	28 園	35 園	子育て支援課
延長保育事業	12 園	12 園	
休日保育事業	1 園	1 園	
保育所職員研修事業	年3～4回	年3～4回	
教育・保育の質向上支援事業	—	年3回	

施策の方針③**『子育て支援のネットワークづくり』**

◎交流の場、子育てサークル、情報の発信等

【現状と課題】

地域におけるつながりの希薄化や少子化、核家族化の進行、共働き家庭の増加等により、子育てに対する親の不安感や負担感は増大し、子育てに希望や意欲を持つことができず孤立している状況が増加しています。

このため、子育て中の保護者が、子どもや子育てについて、さまざまな悩みや不安を抱え、地域から孤立することがないように、相互に交流するきっかけとなる機会や環境づくりを進める必要があります。また、育児不安や子育てなどの相談が気軽にできるしくみや必要な情報の提供方法の改善も必要となっています。

このような現状のなか、子育て支援のサービス提供は、行政や福祉施設など各種団体が様々な形で行っていますが、必ずしも一体となった取り組みになっていない状況にあります。また、サービスを受ける側も情報元が異なるため、どこに相談すればよいか分からない状況にあります。このため、サービスを提供する行政や福祉施設等の連携した取り組みを行うことにより、効果的、効率的なサービスの向上を図るとともに、サービスを受ける保護者や子育てサークル・グループ等のネットワーク化も併せて構築する必要があります。

また、平成 26 年度にリニューアルした「子育てガイドブック」や子育て支援サイト「うきここ」の内容の充実を図り、更なる情報発信に努める必要があります。

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 子育てサークルや地域の子育てに関するボランティアグループを増やすとともに子育て支援のネットワークづくりをしましょう。

【行政の取組】

◆地域子育て支援拠点事業

この事業は、保育所等を拠点とし子育て家庭の支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。

市内には、中学校区ごとに1か所の計7か所の地域子育て支援拠点があります。核家族化が進行し、身近に育児の相談ができる相手がなく、近隣との交流が希薄になっている状況にあっては、地域子育て支援拠点は乳幼児及びその保護者が交流を行う場としても重要です。今後、より充実した事業内容を展開していきます。



(地域子育て支援拠点風景)

◆ホームスタート事業

ホームスタートとは、ひきこもりがちな子育て家庭（未就学児がいる家庭）に、研修を受けたボランティアが訪問する「家庭訪問型の子育て支援」です。週に一度、2時間程度、定期的に訪問し、親に寄り添いながら、傾聴（相談事などを受け止める）や協働（育児や家事を一緒に行う）等の活動を行います。

これにより、親の孤立化を防止し、心の安定を取り戻すことで、地域に踏み出して他の支援や人々とつながるきっかけづくりも支援します。市内には、ホームスタート「とよかわ」の1か所で開催しています。

◆児童館（子育てサロン）

子どもが自分たちで安心して遊べる場として、また、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにする役割の機能をもつ施設として「安心院児童館」と「うさ児童館」の2ヶ所に小型児童館を整備しています。そのうちの「うさ児童館」には、子育てサロンを設置し、市内の子育て施設や子育てサークル等と連携した取り組みを実施したり、子育てサークル等の育成や支援を行っています。

◆子育てサークルなど

子育てサークルは、保護者同士が子育てに関する情報交換や相互協力を行い、公民館や公共施設を利用し活動しています。しかしながら、活動の中心となり得る人材が不足しており、今後指導者などの確保と人材の育成が課題となっています。

今後は、「うさ児童館」の子育てサロンが中心となり、子育て支援のネットワークを構築し子育てサークルなどの連携や育成のための施策を図っていきます。

◆子育て情報の発信

①子育てガイドブック

利用者が分かりやすく、子育てについての事業や制度、相談窓口などを掲載した「子育てガイドブック」を作成、配布します。

②子育て支援サイト（うさここ）

ホームページとは別に子育て支援に特化したサイトを作成・運営することで、宇佐市における行政・民間の子育て情報の一元化を図るとともに、SNS 交流サイトを構築し、子育て家庭への交流の場を提供します。

③その他

「広報うさ」や市のホームページなどを通じ、広報活動を展開します。

《子育て支援ネットワークづくり -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (H27～31年度)	関係機関等
子育て支援ネットワークの充実	—	適宜	子育て支援課
子育て支援サイトの充実 (SNS 交流サイト会員)	—	500 人	

施策の方針④

『児童健全育成の取組の推進』

◎親子ふれあい、健全育成事業

◎余裕教室等を活用した子育て支援サービスの推進

【現状と課題】

子どもたちが、健康な身体と精神を持ち、個性豊かに成長していくことは、親や社会の願いであり、責任でもあります。

しかし、近年の少子化や核家族化、女性の社会進出などの社会構造的な要因により、家庭における子どもの養育機能が低下してきています。そのため、行政や地域社会が一体となって親の子育てを支援し、子どもの健全育成を図る必要があります。

児童の健全育成には、空間（遊び場）・時間・仲間という要因が成長に大きな影響を及ぼします。そのため、地域において児童が自主的に参加し、自由に仲間と遊べ、そして放課後や週末に安全に過ごすことができる居場所づくりの確保が重要な課題となっています。また、一方で子どもが大人になっていくために必要な感性、社会性、自己抑制力、対人関係能力、コミュニケーション能力を培うなど、精神的豊かさを備える人間に育成することが求められています。

【地域（事業所）や家庭の取組】

■ボランティア活動に参加し児童健全育成に取り組みましょう。

【行政の取組】

◆児童館

子どもが自分たちで安心して遊べる場として、また、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにする役割の機能をもつ施設として児童館があり、宇佐市においては安心院児童館、うさ児童館の2ヶ所が設置されています。

今後も、児童に健全な遊びを与え、幼児及び少年を集团的、個別的に指導して、児童の健康を増進し、情操を豊かにする施設、また、子ども会や母親クラブ等の地域組織活動の育成助長を図る施設として、小型児童館の充実に努めます。

◆子ども会活動

自主的で健康な子どもの育成に努めることを目的とするとともに、校区子ども会指導者協議会の提携とあわせて指導者及び育成会員の資質向上を図っています。主な行事として、球技大会、リーダー研修会、作品展、芸能文化祭、広報誌の作成などに取り組んでいます。

今後は、各種団体等と連携し、活動成果の発表の場の提供など積極的な取り組みを支援していきます。

◆放課後児童健全育成事業（放課後チャレンジ教室）

放課後や週末などに公民館や小学校の余裕教室等を活用して、子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の協力を得て、学習や様々な体験・交流活動などに取り組む活動で、現在は 6 ヶ所で実施しています。以前は体験学習型の「放課後子ども教室」と補充学習を行う「学びの教室」とで実施していましたが、一本化して「放課後チャレンジ教室」となりました。今後は、「放課後チャレンジ教室」の増設に向けて調査を進めるとともに、「放課後児童クラブ」と連携した総合的な放課後対策「放課後子どもプラン」についての推進充実に努めます。

◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働きなどの理由により、昼間、保護者が不在である家庭の児童を対象に、授業の終了後、学校やその他の施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

この事業は、学校の余裕教室やその他の施設を活用し、市内 16 箇所で実施しています。なお、各児童クラブの運営については運営委員会等に委託し、実施している状況です。

各児童クラブの運営状況を見ますと、実施内容及び施設環境面に差があります。特に施設の定員や専用スペースの問題により施設の増設などの課題があります。また各小学校区で児童クラブのニーズが高まっており、市内全域での対策が必要となってきています。

今後は、未設置地域のニーズを充足するため、公民館、保育所、幼稚園などの施設を活用し事業展開を図るなどの方策について、十分検討を加える必要があります。また、専門知識等を有する支援員を配置し、障がい児の受け入れも推進しています。

また、放課後チャレンジ教室を実施している小学校区については、放課後児童クラブとの連携した取り組みを推進します。



（放課後児童クラブ風景）

＜児童健全育成 目標事業量一覧＞

施策項目	現状事業量	目標事業量 (H27～31 年度)	関係機関等
放課後チャレンジ教室	6 か所	10 か所	社会教育課
放課後児童クラブ	16 か所	29 か所	子育て支援課

施策の方針⑤

『地域における子育て支援を支える保健事業』

【現状と課題】

平成25年度乳幼児期のアンケートでは、「育児でイライラすることがある」と答えた人は平成20年度と比較し減少しています。また、「育児でどうしたらいいかわからなくなる」、「子育てはあまり楽しくない」と答えた人も減少しています。同時に、「父親は母親の精神的な支えになっている」と答えた人は増加しています。父親も母親と共に育児をする意識が向上し、母親の一番の理解者、協力者としての役割を果たしている人が増加していると考えられます。

また、「同じくらいの子を持つ親との交流がある」と答えた人は、平成20年度と比較するとわずかに増加しています。

乳幼児をもつ親が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりと自信をもって子育てするためには、同じ経験と気持ちを共有できる仲間との交流の機会や気軽に相談でき、適切なアドバイスや正しい情報を得られる場を設けること、さらに家族や地域全体で積極的に子育てに参加することの意識啓発が必要となります。引き続き関係機関、地域、医療、行政等が連携体制を整え、すべての子どもの健やかな成長のために、妊娠期から継続した支援が必要です。

<参考資料>

内容	対象	平成20年度	平成25年度	平成31年度 目標
育児でイライラすることがある	乳幼児の親	83.1%	68.5%	54.0%
育児でどうしたらいいかわからなくなる	乳幼児の親	61.5%	41.2%	30.0%
子育てはあまり楽しくない	乳児の親	3.7%	0.5%	0.5%
	幼児の親	7.7%	2.5%	1.5%
同じくらいの子を持つ親との交流がある	乳幼児の親	72.5%	76.5%	80.0%
父親は母親の精神的支えになっている	乳児の親	68.9%	78.5%	88.0%
	幼児の親	68.9%	76.0%	83.0%

乳幼児健診時の保護者アンケートより

【地域（事業所）や家庭の取組】

■子育て家庭が孤立しないように、声かけや見守りを行いましょう。

【行政の取組】

◆地域における子育て支援を支える保健事業

母子保健事業では以下の各種事業を行っています。今後も継続して内容の充実や周知に努め、利用者数向上を図ります。

① 子育て教室

乳幼児をもつ親や家族を対象に、子どもの健やかな成長発達を促すための子育て学習会

内 容	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H31 年度 目標値
乳幼児の事故予防と救急法 乳児期全期の栄養講和及び実習	16 回	16 回	16 回	10 回	10 回

② ツインズ広場

内 容	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H31 年度 目標値
多胎児家庭の交流（年 2 回）	2 回 33 人	2 回 43 人	2 回 75 人	2 回 45 人	2 回

③ 親と子のふれあい広場（すべての乳幼児対象）

内 容	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H31 年度 目標値
身体計測、個別相談 子育て中の親同士の交流	36 回 1,303 人	36 回 776 人	36 回 676 人	34 回 681 人	36 回

④ こんにちは赤ちゃん広場（5 か月までの乳児対象）

内 容	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H31 年度 目標値
身体計測、個別相談 子育て中の親同士の交流	12 回 221 人	12 回 207 人	12 回 149 人	12 回 214 人	12 回

⑤ 育児相談（集団健診時）

内 容	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H31 年度 目標値
子どもの発育発達や育児に関する個別の 相談	54 回	54 回	54 回	54 回	54 回

⑥ 訪 問

こんにちは赤ちゃん訪問

内 容	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H31 年度 目標値
生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、乳児及び保護者の心身の状況、養育環境の把握を行い、子育ての相談、助言、子育て支援サービスの情報提供を行う	403 件 90.8%	425 件 93.0%	414 件 94.1%	391 件 97.0%	100%

養育支援訪問

内 容	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H31 年度 目標値
養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、訪問し養育に関する指導、助言等を行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保する ①若年妊婦、予期せぬ妊娠者等の家庭 ②育児ストレス、産後うつ等による子育てに強い不安や孤立感を抱える家庭 ③生活環境等について不適切な養育状態にある家庭 ④虐待のリスクを抱える家庭	457 件	476 件	418 件	497 件	適宜

この他、妊娠、出産、子育てに関する心配や悩み等について、窓口や電話、本市が行っている妊婦教室、乳幼児健康診査、子育て教室等の会場でも相談に応じます。

⑦ 母子保健推進員

登録制、子育て有償ボランティア

内 容	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H31 年度 目標値
母子保健事業にスタッフとして参加。会場での子どもの世話や親の相談相手をする	27 人 281 回	24 人 302 回	23 人 280 回	28 人 265 回	30 人 280 回

《地域における子育て支援を支える保健事業 -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (H27～31 年度)	関係機関等
子育て教室	10 回	10 回	子育て支援課
多胎児家庭の交流	年 2 回	年 2 回	
親と子のふれあい広場	34 回	36 回	
こんにちは赤ちゃん広場	12 回	12 回	
育児相談（集団健診時）	54 回	54 回	
こんにちは赤ちゃん訪問	97%	100%	
養育支援訪問	適宜	適宜	
母子保健推進員	28 人 265 回	30 人 280 回	



（ツインズ広場風景）



（ふれあい広場風景）

【基本目標2】

一 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 一

施策の方針①

『子どもや母親の健康の確保』

◎ 「いいお産」から乳幼児までの母子保健

【現状と課題】

妊娠中を心身ともに健康に過ごし、無事に出産を迎えるためには、妊娠の早い時期に母子健康手帳の交付を受け、妊娠中の健康管理を正しく行うことが大切です。

継続して産科医療機関と連携し、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査費の助成の周知に努めるとともに、妊娠中の健康管理について正しい知識の普及に力を入れる必要があります。

不妊治療については、平成24年度より治療費の助成対象者を第2子以降にも拡大しました。引き続き医療費の助成と不妊症に悩む家族へのサポートを保健所と連携し行うとともに、必要とする方が利用できるように周知に努めます。子どもの健全な発育発達を促すためには、健康な生活習慣の基盤が形成される乳幼児期に、基本的な生活習慣や愛着形成を身に着けることが大切であり、そのための保護者への支援も重要になります。

また、平成25年度乳幼児期のアンケートでは「家庭内での事故が起きたことがない」と答えた人は、平成20年度と比較し横ばいですが、依然として家庭内での事故発生率は高い水準にあると言えます。子どもの病気や事故に対して親や周囲は、常に子どもの状態や環境を考慮してその予防対策を行う必要があります。

妊婦が自分の体や胎児の健康に気を配り安全な出産ができること、子育て中の親が、子育ての知識を持ち、子どもの健康管理や成長発達にあった育児ができること、さらに、子どもの適切な疾病予防や事故予防と対応ができることを目標にした様々な支援に力を入れる必要があります。

安心安全な妊娠、出産と子どもの健やかな成長のため、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない支援が重要です。

<参考資料>

内容	対象	平成20年度	平成25年度	平成31年度 目標
妊娠11週までに母子健康手帳の交付を受ける	妊婦	76.3%	93.1%	95.0%
妊婦健診を定期的に受診する	妊婦	99.0%	99.8%	100.0%
たばこを吸う	妊婦	6.0%	6.0%	3.0%
家庭内で事故が起きたことがない	乳幼児の親	59.0%	58.3%	65.0%

妊娠届出時アセスメント・乳幼児健診時の保護者アンケートより

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 保育所、幼稚園や認定こども園に通う園児の発育発達に不安や悩みを持つ保護者の相談を受け、発達相談会へ繋げましょう。
- 子どもや妊婦の近くでの喫煙は控えましょう。

【行政の取組】

◆子どもや母親の健康確保を支える保健事業

母子保健事業では以下のような各種事業を行っています。今後も継続して内容の充実や周知に努め、利用者数向上を図ります。

① 母子健康手帳の交付

内 容	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H31 年度 目標値
母子健康手帳交付	506 件	458 件	447 件	423 件	適宜

妊娠届出を行った妊婦に対して母子健康手帳を交付し、妊婦の心身の状態や養育環境等についてのアセスメントと面接を行い、継続支援の必要な人を早期に把握します。相談や保健指導、妊娠期から利用できる母子保健や子育て支援サービスの情報提供を行います。

② 妊婦教室

内 容	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H31年度 目標値
妊娠中の夫婦を対象に妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及と親としての意識の向上を図る。 体験型学習と相談、交流の場。3回シリーズを3クール(9回)	262人	258人	239人	189人	9回 200人

③ 妊婦健康診査費助成事業

内 容		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H31 年度 目標値
妊娠中に必要な健康診査 1 4 回分の費用を助成（母子 健康手帳交付時に受診票を 交付）	妊婦健診 助成件数	5,305	5,482	5,280	4,756	適宜
	超音波検査 助成件数	57	73	57	51	適宜
計		5,362	5,555	5,337	4,807	適宜

④ 不妊治療費助成事業

内 容		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H31 年度 目標値
不妊治療にかかる保険適用外医療費の助成。 1 年 度 助 成 費 限 度 額 100,000 円	新規登録者	8	10	23	19	適宜
	継続助成者	5	6	10	14	適宜
計		13	16	33	33	適宜

⑤ 子ども医療費助成事業

内 容		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H31 年度 目標値
未就学児の通院・入院・薬 剤等の医療費、小中学生の 入院医療費の助成	件数	58,636	58,790	60,926	57,076	適宜
	金額(千円)	109,449	120,100	120,234	109,289	適宜

⑥ 乳児一般健康診査費助成事業

内 容		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H31年度 目標値
乳児期に必要な健康診査2回分の費用を助成(母子健康手帳交付時に受診票を交付)	助成件数	614	661	686	701	適宜

⑦ 未熟児養育医療給付事業

内 容		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H31年度 目標値
未熟児の養育に必要な医療の給付	給付件数				3	適宜
	金額(千円)				628	適宜

※H25年度より事業が県より市へ権限委譲

⑧ 育児教室

内 容	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H31年度 目標値
5か月児のびのび教室(年18回) (身体計測、育児相談、絵本の読み聞かせ、 栄養相談)	329人 71.8%	341人 72.1%	325人 74.9%	319人 74.5%	18回 80%

⑨ 乳幼児健康診査事業(集団)

内 容	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H31年度 目標値
10か月児健診(年12回) (問診、身体計測、診察、育児相談、栄養相談)	351人 75.2%	338人 76.5%	399人 83.5%	350人 84.3%	12回 90%
1歳6か月児健診(年12回) (問診、身体計測、歯科診察、歯科指導、診察、育児相談、栄養相談)	428人 90.5%	409人 88.5%	432人 91.9%	403人 89.2%	12回 95%
3歳6か月児健診(年12回) (問診、身体計測、歯科診察、歯科指導、診察、育児相談、栄養相談)	377人 80.7%	395人 83.2%	399人 83.8%	389人 86.1%	12回 90%

乳幼児健診には医師、臨床心理士、言語聴覚士、保育士、栄養士、保健師等の専門スタッフを配置し、子どもの発育発達の確認とともに、子育ての不安や悩みに対する相談、発達障害や虐待の早期発見、早期指導を行います。未受診者に対しても受診勧奨と発育発達や養育環境の状況の把握を行います。

⑩ 乳幼児発達相談事業

子どもの発育発達に不安や悩みをもつ保護者に対し、発育発達の専門スタッフによる診察や相談に応じ、適切な指導や疾病や障害の早期発見、早期治療、早期療育の支援を行います。

内 容	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H31 年度 目標値
乳幼児発達相談会(年8回)	46人	44人	55人	68人	8回
5歳児発達相談会(年4回)	78人	82人	98人	94人	4回

⑪ 予防接種

正しい知識のもと計画的に予防接種を行うことにより、疾病を予防できるように、接種勧奨や健康相談、周知に努めます。対象者が、個別に医療機関に事前予約をし、接種をする個別接種の方法で医療機関と連携のもと推進しています。

H25 年度から、風しんの全国的な流行に伴い、成人の風しん予防接種費用の助成を行っています。今後も継続して接種勧奨等で、保護者の理解を深め接種率の向上をめざすとともに、対象疾病の充実を図り、疾病予防に努めます。

内 容	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H31 年度 目標値
BCG	98.9%	97.4%	99.2%	99.5%	100%
麻しん風しん混合1期	95.5%	95.9%	100%	100%	100%
麻しん風しん混合2期	93.7%	96.8%	96.8%	96.5%	100%

⑫ 5・8・11健康チャレンジ

健康の維持増進や生活習慣病予防には、一人ひとりが自分の身体や健康に関心を持ち、健康づくりに意欲的に取り組むことが大切です。将来健康な生活を送るために、生活習慣の基盤が形成される乳幼児期から健康づくりに取り組むことが求められます。

保育所・認定こども園・幼稚園等と連携し、乳幼児やその家族が健康づくりに取り組み、生活習慣の改善や健康づくりが生活に定着することを推進します。



(パパママ教室風景)



(乳幼児健康診査風景)



(ふれあい食体験風景)



(歯科ブラッシング風景)

《子どもや母親の健康の確保 -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (H27～31年度)	関係機関等
母子健康手帳の交付	適宜	適宜	子育て支援課
妊婦教室	9回	9回	
妊婦健康診査費助成事業	1人につき 14回助成	1人につき 14回助成	
不妊治療費助成事業	適宜	適宜	
子ども医療費助成事業	適宜	適宜	
乳児一般健康診査費助成事業	1人につき 2回助成	1人につき 2回助成	
未熟児養育医療給付事業	適宜	適宜	
育児教室（集団：5か月児）	18回 74.5%	18回 80%	子育て支援課
乳幼児健康診査事業（集団：10か月児）	12回 84.3%	12回 90%	医師会 子育て支援課
乳幼児健康診査事業（集団：1歳6か月児）	12回 89.2%	12回 95%	医師会 歯科医師会 子育て支援課
乳幼児健康診査事業（集団：3歳6か月児）	12回 86.1%	12回 90%	
乳幼児発達相談会	年8回	年8回	子育て支援課
5歳児発達相談会	4回	4回	子育て支援課 福祉課 学校教育課
予防接種			医師会 子育て支援課
BCG	99.5%	100%	
麻しん風しん混合 1期	100%	100%	
麻しん風しん混合 2期	96.5%	100%	

施策の方針②

『「食育」の推進』

◎「食」を通じて親子が健やかに

【現状と課題】

平成25年度乳幼児期のアンケートでは、平成20年度と比較し「毎日料理している」「朝食をきちんと食べる」人は減少しています。これは、共働き家庭や核家族の増加、就労状況の変化に伴うことが影響していると考えられます。

乳幼児期の規則正しい食生活やバランスのとれた食事は、将来の食習慣の基礎となり、家族そろっての食事はコミュニケーションを深め、食事の楽しさや食べ物への感謝の気持ちを培うことにつながります。

家族の健康を考え、食習慣を見直し、規則正しい食生活や生活リズムをつくるための意識を高めること、家庭で料理を作る大切さを学ぶ機会を設けること等食生活の基盤づくりの支援が必要です。

また、平成20年度と比較して「就寝前に歯磨きをする」「おやつの時間を決めている」人は増加していますが、1歳6か月児、3歳6か月児歯科健康診査では、むし歯保有率は高い状態にあります。

毎日の食事がおいしく食べられるように、歯の健康づくりや規則正しい生活習慣を身につけるための支援を引き続き行う必要があります。

<参考資料>

内 容		平成20年度	平成25年度	平成31年度 目標
毎日料理している	乳幼児の親	77.0%	71.5%	84.0%
朝食をきちんと食べている		92.0%	87.6%	93.0%
家族そろって夕食を食べる		75.0%	74.8%	78.0%
おやつの時間を決めている		58.5%	71.1%	75.0%
就寝前の歯磨きをする		86.0%	94.4%	95.0%

乳幼児健康診査時の保護者へのアンケートより

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 母親クラブ、子育てサークルで食育に関する意識を高めていきましょう。
- 保育所、幼稚園や認定こども園での食育をさらに推進していきましょう。

【行政の取組】

◆「食育」の推進を支える保健事業

保健事業では以下のような各種事業を行っています。今後も継続して周知に努め、内容の充実と利用者数向上を図ります。

○離乳食教室

内 容	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H31 年度 目標値
離乳食の始め方、進め方の話と実習（18 回）	280 組	291 組	282 組	277 組	18 回 300 組

○歯科ブラッシング教室

内 容	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H31 年度 目標値
子どもの口腔や歯の健康、生活習慣の話と歯磨きの実習（12 回）	345 組	329 組	394 組	345 組	12 回 400 組

◆元気な宇佐っ子を育てる食育事業

母子保健事業の乳幼児集団健診、子育て教室等の中で、資料の配布や展示、参加者の生活習慣を聞き取り個別相談、指導を行っています。

また多くの乳幼児と保護者が利用している保育所、地域子育て支援拠点等の子育て支援関係の施設との協働で、5つの重点メニューにそった講話や実習を行い周知と推進に努めています。今後も引き続き、地域の乳幼児をとりまく多くの関係機関や組織と連携して推進して行きます。

さらに、宇佐市食育推進計画に基づき、乳幼児を対象に「心身ともに元気な身体を作ろう（5つの重点メニュー）」を推進します。

★心身ともに元気な身体をつくろう★

- ・早寝早起きをして楽しくすごそう
- ・朝ごはんを食べて元気に遊ぼう
- ・好き嫌いをなくして大きくなろう
- ・知ってる？余分3兄弟
- ・歯を大切にしておいしく食べよう

◆小中学校における食育の推進

「心身ともに元気な体」をめざし、栄養教諭や学校栄養職員が学校に出向き、各校食育担当者と連携し、学級担任とともに食育授業や給食指導を行い、学校での食に関する指導の充実を図ります。

◆食農教育推進事業

食農教育推進事業では、「麦の学校」「有機の里うさ」「畑と食卓をつなぐ食農体験」という3つの体験学習事業を市内の小学生を対象に毎年度実施しています（各事業とも1～2クラス規模）。種蒔きから収穫・調理までの体験を通じ、地域の農と食について理解の向上を図っていきます。

◆学校給食地場産品利用促進事業

・地場産品利用拡大事業

子どもたちに地域のおいしい食材を食べてもらおうと、地場産品利用実績を上回る利用額に対して補助をしています。今後も多くの安全安心な宇佐産の食材が給食で使われるように推進していきます。

・食育学習推進事業

学校給食で利用された地場産品について、生産者を講師として招き児童生徒を対象にして行う学習や調理実習などにかかる経費（講師費、食材費など）の補助を今後も実施します。

≪「食育」の推進 ・目標事業量一覧-≫

施策項目	現状事業量	目標事業量 (H27～31年度)	関係機関等
離乳食教室	18回	18回	子育て支援課
歯科ブラッシング教室	12回	12回	
元気な宇佐っ子を育てる食育事業	適宜	適宜	



(離乳食教室風景)

施策の方針③

『思春期保健対策の充実』

◎性や性感染症、喫煙・薬物等に関する正しい知識の普及

【現状と課題】

思春期は、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、この時期の体や心の健康の問題が、生涯の健康に大きな影響を及ぼすことが指摘されています。成長過程にある思春期は、大人と子どもの両面を持つ時期であり、保護者をはじめとして周囲の人たちが、思春期の特性を十分理解したうえで接することが必要です。

現状においては、性感染症や人工妊娠中絶など性行動の問題、喫煙・飲酒、薬物乱用、過剰なダイエットや肥満といった健康の問題、いじめ、不登校、引きこもりなどの心の問題など、思春期における問題は多様化、深刻化しています。

本市では、思春期等における保健対策の一つとして、たばこやアルコール、薬物等の害から体を守り、健康な生活を送ることができるように、市内の小中学校で、成長段階や学級の実態に応じて飲酒、喫煙、薬物等の授業を開催しています。

インターネットや雑誌など多くの情報が氾濫している中で、誤った情報や知識に振り回されず、思春期の子ども自身が命、性、体、心などの課題を自分の問題として捉え、自己決定できる力を備えることが必要です。そのためには、カウンセリングや相談体制の充実、知識の啓発を図るほか、青少年を取り巻く環境の浄化に努めるなど、学校、PTA、地域住民、行政が一体となり施策を展開していく必要があります。

【地域（事業所）や家庭の取組】

■思春期にある子どもたちが講習会などをおして、性や性感染症、喫煙・薬物等に関する正しい知識の普及、啓発を行いましょう。

【行政の取組】

◆思春期保健対策の充実

青少年期は、心身の発達に伴い、子どもから若者へと成長するとともに様々な悩みや葛藤を経験しながら社会の担い手として生活の基盤を確立し、能力や適性等に応じて活躍の場を広げていく時期です。

現在、家庭環境の変化や地域の連帯感の欠如、人間関係の希薄化など青少年を取り巻く環境の悪化により、いじめによる自殺や子どもへの虐待など青少年に関わる事件が発生している状況が見受けられます。

その様な中、性や喫煙、薬物等に関する正しい知識の普及、啓発のため、地域や家庭における青少年の育成活動を行う市青少年健全育成市民会議や各地区の青少年健全育成協議会、PTA連合会、子ども会育成連絡協議会などの関係団体の支援や指導者の育成を推進するとともに、健全育成組織・体制の充実、さらには、総合的施策を実施するため宇佐市青少年問題協議会の充実に努めます。

また、小中学校でも善悪の判断ができることはもちろん、薬物等の影響を正しく理解する学習活動にも取り組みます。

《思春期保健対策の充実 -目標事業量一覧-》

施策項目	現状事業量	目標事業量 (H27～31年度)	関係機関等
性に関する正しい知識の普及	小中学校で 適宜実施	小中学校で 適宜実施	社会教育課 学校教育課 子育て支援課
喫煙や飲酒、薬物に関する正しい知識等の普及			

施策の方針④

『小児科医療の充実』

◎地域医療体制、救急医療体制

【現状と課題】

安心して子育てを行うためには、病気や事故など子どもの緊急時にすぐに対応できる医療機関が必要です。

現在、中津市民病院小児科の協力を得て、県北地域の小児救急医療の対応をお願いしています。しかしながら、緊急を要しないにもかかわらず、時間外診療を求めるケースや日中の適切な対処により、時間外診療を必要としないケース等が多く、保護者に対して病気発症時の適切な対処法等の学習と理解を深める支援が必要です。

【地域（事業所）や家庭の取組】

- 子どもの病気や事故予防、救急法等について、PTA や保護者会などが行う講習会に参加し理解を深めましょう。

【行政の取組】

◆小児科医療の充実

小児科医の確保が最優先課題となりますが、当面難しい状況にあり、地域保健委員会での検討や近隣自治体の医療機関との連携に努めます。

また、引き続き乳幼児健康診査や子育て教室、育児相談などの事業や子育て支援関係機関との連携のもと、子どもの病気や事故予防、救急法等についての学習指導を行います。



（小児医療診察風景）



（心肺蘇生法学習風景）